

奈良県告示第二百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 覧 场 所
下北山村下桑原（○○三）土石流警 戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下北山村役場産業 建設課
下北山村上桑原（○○一）土石流警 戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下北山村役場産業 建設課
下北山村浦向（○○五）土石流警 戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下北山村役場産業 建設課
下北山村寺垣内（○○一）土石流警 戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下北山村役場産業 建設課
下北山村寺垣内（○○一）土石流警 戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下北山村役場産業 建設課
下北山村寺垣内（○○三）土石流警 戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下北山村役場産業 建設課
下北山村寺垣内（○○三）土石流警 戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下北山村役場産業 建設課

戒区域	おり	及び下北山村役場産業
下北山村寺垣内（〇〇四）土石流警 戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下北山村役場産業 建設課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。